

任意後見契約公正証書（サンプル）

本公証人は、委任者●●●●（以下甲という）、受任者●●●●（以下乙という）の
囑託により、この証書を作成する。

第1条（契約の趣旨）

甲と乙は、本日、法律に基づき、任意後見契約を締結する。

第2条（契約の発効）

- 1 本契約は、任意後見監督人が選任された時から効力を生じる。
- 2 甲が能力不十分な状況になったときは、乙は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の請求をする。

第3条（後見事務の範囲）

甲が乙に与える代理権の内容

第4条（身上配慮の責務）

乙は、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮し、適宜甲と面接し、ヘルパー、主治医、その他から甲の心身の状態につき説明を受け、甲の生活状況及び健康状態の把握に努める。

第5条（証書等の保管等）

- 1 乙は、甲から必要な証書等を受取り、預り証を交付する。
登記済権利証、実印・銀行印、印鑑登録カード・住民基本台帳カード、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、重要な契約書等、貸金庫の鍵
- 2 乙は、他の物が占有所持している証書等の引渡しを受けることができる。
- 3 乙は、必要な場合は、証書等を使用するほか、郵便物その他の通信を受領し、必要に応じて開封できる。

第6条（費用の負担）

必要な費用は甲の負担

第7条（報酬）

乙は、無報酬又は報酬は1ヶ月金〇万円とする。

第8条（報告）

- 1 任意後見監督人に3か月ごとに書面で後見人として行った事項を報告する。
- 2 任意後見監督人の請求があるときは、速やかに報告する。

第9条（契約の解除）

- 1 任意後見が開始前は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、後見契約を解除できる。
- 2 任意後見開始後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可で解除できる。

第10条（契約の終了）

- 1 任意後見契約が終了する場合
- 2 任意後見開始後に解除事由が生じたときは、速やかにその旨を任意後見監督人に通知
- 3 任意後見契約の終了の登記を要する。